

## 『適切な意思決定支援に関する指針』

### 1. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者さま・ご家族等と医師をはじめとする医療従事者が、最善の医療・ケアをご提供するため、患者さま・ご家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者さまご本人の意思決定を基本とした医療・ケアをご提供します。守山いつき病院は、「最も大切にすべきは患者様の終末期の人生であり、そのプロセスを大切にすべきである」と考えます。

### 2. 『人生の最終段階』の定義

- (1) がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3カ月と予測が出来る場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰など数カ月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者さまの状態を踏まえて、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断致します。

### 3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づき多職種からなる医療・ケアチームが十分に話し合いを行い、治療を受けるご本人の意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアの方針を決定します。
- (2) 時間の経過や病状の変化、心身の状態や取り巻く環境の変化などで、ご本人の意思は変化することを踏まえ、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう支援します。
- (3) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあることから、ご家族等の信頼できる方も含めてご本人との話し合いを繰り返し行います。またこの話し合いに先立ち、ご本人には特定のご家族等を自らの意思を推定する者(代理意思決定者といいます)として、前もって決めて頂く事も有ります。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、開始・不開始、医療・ケアの内容の変更、医療・ケアの中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- (5) 医療ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、ご本人の身体的な苦痛のみならず、ご家族等も含めた精神的・社会的な医療・ケアを総合的に行います。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としません。

### 4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

#### (1) ご本人の意思の確認ができる場合

ご本人の状態に応じた専門的な医学検討を行い、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を致します。その上でご本人・ご家族等と医療・ケアチームとの十分な話し合いを行い、ご本人の意思決定を基本とした医療・ケアの方針を決定します。時間の経過や病状の変化、

心身の状態や取り巻く環境の変化などで、ご本人の意思は変化することを踏まえ、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう支援します。本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあることから、ご家族等の信頼できる方も含めてご本人との話し合い繰り返し行います。またこの話し合いに先立ち、ご本人には特定のご家族等を自らの意思を推定する者（代理意思決定者といいます）として、前もって定めて頂く事も有ります。このプロセスにおいて、話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

## (2) ご本人の意思の確認ができない場合

ご本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により医療・ケアチームの中で慎重な判断を行います。ご家族等がご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善な方針を取る事を基本とします。ご家族等がご本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについて、ご本人に代わりご家族等と医療・ケアチームで十分に話し合います。時間の経過や病状の変化、心身の状態や取り巻く環境の変化等に応じて、話し合いを繰り返します。このプロセスにおいて、話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

## 5. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際して

- ・医療・ケアチームの中で、心身の病態等により医療・ケア内容の決定が困難な場合
  - ・ご本人と医療・ケアチームの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
  - ・ご家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
- などについては、第三者を含めた話し合いの場を設けて、方針等についての検討や助言を求める事が有ります。

守山いつき病院

### 参考文献

1) 厚生労働省ホームページ:

人生の最終段階における医療・ケアの決定 プロセスに関するガイドライン

2) 厚生労働省ホームページ:

認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定ガイドライン

3) 厚生労働省ホームページ:

身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン